

神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業 募集要項（公募型プロポーザル）

1 募集の概要

現在、神戸市立保育所（以下、保育所という）においては、保護者が利用するおむつを持参しており、保護者はおむつへの記名、登所時の荷物の多さ等が負担となっている。

また、保育所職員においても、在所児ごとのおむつの在庫管理等が負担となっている。

紙おむつの定制利用サービスを利用する利用者のおむつが直接保育所に配送されることにより、保護者及び保育所職員双方の負担軽減を図り、ひいては市立保育所における保育の質の向上を図ることを目的として、神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業（以下、「本事業」。）を実施する。

（1）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（2）実施期間

2027年1月上旬から2029年12月31日まで

※ 実施開始日については、本市と事業者で決定する。

※ 覚書締結日から実施開始日前日までは、サービス提供のための準備期間とする。

※ 実施期間には、無料トライアル期間を含むものとする。詳細は別紙「仕様書」のとおり。

（3）実施場所

別紙「仕様書」のとおり。ただし、実施場所は実施期間の途中、変更となる可能性がある。

（4）事業者の選考方法

審査委員会による審査を実施し、候補者を特定する。

2 覚書に関する事項

（1）覚書締結の方法

審査の結果、特定した候補者と協議を行い、合意した場合に覚書を締結する。覚書の内容は、本市と協議のうえ、仕様書および企画提案書に基づき決定する。

なお、応募書類に虚偽の記載があった場合は、覚書を締結しないことがある。

また、候補者が正当な理由なく覚書を締結しない場合、又は指名停止等やむを得ない事情により候補者と覚書を締結できない場合は、その特定を取り消すとともに、次順位の者を候補者として特定し、覚書締結の協議を行う。

（2）覚書案

別紙「覚書案」参照。

（3）その他

覚書の締結後、当該覚書の実施期間中に事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、覚書を解除する。

3 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

（1）代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

（2）神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

（4）神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良と評価を受けていないこと

（5）銀行取引停止処分を受けていないこと。

（6）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。

- （7）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- （9）租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- （10）事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- （11）本事業の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。
- （12）業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- （13）本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- （14）企業共同体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（13）をすべて満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式第5号）を提出すること。

4 スケジュール

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| （1）募集開始 | 2026年9月17日（木曜） |
| （2）参加表明書及び質問書の提出 | 2026年10月7日（水曜）17時00分必着 |
| （3）質問に対する回答 | 2026年10月16日（金曜）（予定） |
| （4）企画提案書の提出 | 2026年11月6日（金曜）17時00分必着 |
| （5）事業者選定委員会（プレゼンテーション審査） | 2026年11月中旬（予定） |
| （6）選定結果通知・覚書締結 | 2026年11月中旬（予定） |

5 応募書類等の配布

- （1）配布期間 2026年9月17日（水曜）から2026年10月7日（水曜）まで
- （2）配布場所 神戸市ホームページにて掲載
- （3）配布書類 ①募集要項（本書）
②仕様書
③各種様式（様式第1号～第9号）

6 参加申請関係書類の提出

- （1）参加表明書及び質問書の提出

参加表明者は、2026年10月7日（水曜）17時00分（必着）までに、以下に記載の提出書類等を、後記「9 問合せ及び書類の提出先」まで Eメールで1部提出すること。Eメールの件名は「神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業への参加申請」とすること。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。なお、期限までに以下に記載の提出書類等を提出していない場合、本プロポーザルに参加することはできない。期限を過ぎてからの質問も受け付けない。容量オーバーやメール送受信のトラブル等でメールが届かなかった場合においても、提出期限後の提出は一切受け付けない。市メールアドレスの容量は14MB までとなっており、容量がそれを超える場合は事前連絡すること。また、やむを得ず持参や郵送による場合は、事前にその旨を連絡すること。

ア 提出書類

- ① プロポーザル審査参加表明書（様式第1号）
- ② 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

- ③ 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）
※任意様式（決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可）
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分）
※未納がないことが証明できる納税証明書によること。
- ⑤ 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
- ⑥ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）
- ⑦ 共同企業体結成届出書（様式第4号）※共同企業体の場合のみ
- ⑧ 共同企業体結成同意書（様式第5号）※共同企業体の場合のみ
※上記④～⑥は提出日時時点で発行日より3か月以内のもの
※令和8・9年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は上記④～⑥の提出は省略可。
- ⑨ 質問書（様式第6号） ※本プロポーザル審査に関する質問がある場合のみ

（2）質問への回答

2026年10月16日（金曜）（予定）までに、プロポーザル審査参加表明書（様式第1号）の提出者全員へ（質問者以外の者に対しても）、同表明書に記載の担当者宛にEメールで回答する。ただし、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。なお、回答の際、質問した事業者名は公表しないこととする。

（3）企画提案書等の提出

2026年11月6日（金曜）17時00分（必着）までに、以下に記載の提出書類一式を、後記「9 問合せ及び書類の提出先」までEメールにて1部提出すること。なお、期限までに以下の提出書類等の提出がない場合、本プロポーザルへの参加辞退として取り扱う。Eメールの件名は「神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業の企画提案書」とすること。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。市メールアドレスの容量は14MBまでとなっているため、以下の提出書類一式の容量はこの容量に収めること。容量オーバーやメール送受信のトラブル等でメールが届かなかった場合においても、提出期限後の提出は一切受け付けない。

ア 提出書類

- ① 企画提案書提出書（様式第7号）
- ② 企画提案書（様式自由）
- ③ 業務実施体制表（参考様式第8号、様式自由）
- ④ その他補足資料（任意、様式自由）

イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ① 事業者、保護者、保育所の役割分担
- ② 使用する紙おむつ及びおしりふきの規格（メーカー・ブランド等）
- ③ 保護者の月額利用額（税込み・月額）※月途中の申込み・解約時の考え方含む
- ④ 利用料金の支払方法
- ⑤ 保護者の負担軽減の考え方※保護者の申込み方法の考え方含む
- ⑥ 保育所職員の業務負担軽減の考え方※おむつの発注方法、在庫管理の考え方含む
- ⑦ 保護者・職員へのサービス導入支援
- ⑧ 本業務にかかる実施体制・支援体制※紙おむつの配送に関する考え方含む
- ⑨ 問い合わせ・トラブル対応（肌トラブルや商品の不具合への対応等）
- ⑩ 災害時の協力※紙おむつ使用時の精算方法の考え方含む
- ⑪ セキュリティ対策
- ⑫ 類似業務実績

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸市立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業選定委員会（以下、「審査委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 審査委員会の選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 2026 年 11 月中旬（予定）

(イ) 場所 神戸市役所（詳細は改めて連絡する）

(ウ) 内容・方法

企画提案書によるプレゼンテーション及びヒアリング

（以下「プレゼンテーション」という。）

※プレゼンテーションは非公開とし、本市職員及び選定委員が参加する。

※プレゼンテーションの日時・場所などは、提案書の受付後切後に本市から指定する。

※事業者における本市の専任実務担当者（予定）は必ず出席すること。

(2) 評価基準

ア 審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。評価基準の詳細は下表を参照すること。

・サービスの基本内容・実績【70 点】

・保護者の負担軽減の観点【40 点】

・保育所の負担軽減の観点【40 点】

・支援体制【60 点】

・その他【40 点】

イ 審査の結果、各委員の評価点の合計が最も高い事業者を本事業の覚書締結候補者とする。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員の協議により決定する。

エ 審査の結果、評価点の合計が 5 割に達しない事業者は選定しない。

評価基準				配点
サービスの基本内容・実績 (70 点)	1	トライアル期間の設定	保護者がサービスの実際を理解した上で利用の可否を判断できるよう、適切な無料トライアル期間が設定されているか。また、本事業の実施期間中に新規に入所する児童に対しても、同様に無料トライアル期間が設定されているか。	20
	2	料金	保護者が抵抗感なく利用できる料金であるか。	30
	3	実績	他の自治体において、本サービスと同種のサービスの提供実績があるか（私立の保育園等を除く）。	20
保護者の負担軽減の観点 (40 点)	1	紙おむつの品質	紙おむつは、広く認知されているブランドであり、保護者が安心して利用できるものであるか。	10
	2	利用手続き	Web サイトから利用申込・解約ができる、多言語に対応している等、保護者にとって分かりやすく、手続きしやすいものであるか。また、スマートフォン等の情報機器を利用しない保護者にも配慮されているか。	15
	3	支払方法	利用料金の支払方法は多様な方法から選択できるか。	15

保育所の負担軽減の観点 (40点)	1	事務負担	発注事務や契約者数の把握、紙おむつのサイズの変更の把握において、保育所の負担軽減を考慮した提案がなされているか。保護者から事業者への利用申込・解約・支払等において、保育所に負担が生じないか。	20
	2	発注～在庫管理	発注から配送、納品について、保育所の負担軽減を考慮した提案がなされているか。紙おむつを保管するスペースが狭い保育所でも在庫管理が可能か。	20
支援体制 (60点)	1	保護者への支援	保護者からの問い合わせ等への対応窓口は、受付手法や開設時間帯などが保護者のニーズに合っているか。	20
	2	保育所への支援・緊急対応	保育所からの問い合わせ等への対応窓口は、受付手法や開設時間帯などが保育所のニーズに合っているか。また、突然の在庫不足や災害時など、緊急時の対応について有効な提案があるか。	20
	3	セキュリティ体制	第三者認証を取得し、暗号化、権限管理、ログ管理、事故対応、再委託先管理及びデータ削除まで、具体的かつ十分な対策が示されているか。	20
その他 (40点)	1	地元企業	神戸市内に本店を有するか。有しない場合は、神戸市内に支店・営業所等があるか。 神戸市内に本店を有する場合は30点、神戸市内に営業中の支店・営業所がある場合は20点とする。なお、共同企業体については、全者が神戸市内に本店を有する場合は30点、一部事業者が神戸市内に本店を有する場合や、すべてまたは一部事業者の営業中の支店・営業所が神戸市内にある場合は20点とする。	30
	2	自由提案	上記以外で、保護者・保育所等の負担の軽減や保育サービスの向上のために、有益な提案があるか。	10

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 本要項に定める手続きを遵守しないこと。
- イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ウ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- エ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

- (1) 本件プロポーザル審査において使用する言語は日本語とする。
- (2) 企画提案書をはじめ、提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者へ無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

- (6) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (7) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。
- (8) 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (9) 参加者は、候補者の選定後、この募集要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (10) 候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の参加者を候補者とする。
- (11) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本件プロポーザル参加は無効とする。
- (12) 企画提案書を提出後に、プレゼンテーション審査会への応募を辞退する場合は速やかに「応募辞退届（様式第9号）」を「9 問合せ及び書類の提出先」まで E メールにて提出すること。

9 問合せ及び書類の提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所1号館8階）

神戸市こども家庭局幼保振興課 齋藤・日下

（電話番号 078-322-5215, E メール kh_unei@city.kobe.lg.jp）